令 和 3 年

社会文教常任委員会会議録

令和3年5月14日

田上町議会

令和3年第2回臨時会社会文教常任委員会会議録

1 場 所 大会議室

2 開 会 令和3年5月14日 午前9時17分

3 出席委員

 1番
 小野澤 健 一 君
 7番 今 井 幸 代 君

 2番
 品 田 政 敏 君
 9番 熊 倉 正 治 君

6番 中野和美君 13番 髙橋秀昌君

4 欠席委員

なし

5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名

 副
 町
 長
 吉
 澤
 深
 雪
 保健福祉課長
 渡
 邊
 賢

 町
 民
 課
 長
 田
 中
 國
 明

6 職務のため出席した者の氏名

書 記 板屋越 麻衣子

7 傍聴人

三條新聞社 新潟日報社

8 本日の会議に付した事件

承認第5号 専決処分(田上町税条例等の一部改正)の報告について 承認第7号 専決処分(令和3年度田上町一般会計補正予算(第1号))の報告に ついて中

> 第1表 歳出の内 4款 衛生費

午前9時17分 開 会

社会文教常任委員長(今井幸代君) 皆さん、おはようございます。皆さんおそろいでありますので、始めたいというふうに思います。付託案件審査ということで、委員会での審査をしていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、副町長からご挨拶をお願いいたします。

副町長(吉澤深雪君) それでは、改めましておはようございます。

今日は社会文教常任委員会ということで2件の付託案件が出ております。ご審議 のほどよろしくお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。よろしくお願 いいたします。

社会文教常任委員長(今井幸代君) 本委員会に付託されました案件は、承認第5号 専決処分(田上町税条例等の一部改正)の報告について、承認第7号 専決処分(令和3年度田上町一般会計補正予算(第1号))の報告について中、第1表、歳出のうち、4款衛生費についてです。

今ほど総務産経常任委員長より、承認第7号歳出のうち、4款衛生費について、 連合審査の申入れがありましたが、いかがいたしましょうか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(今井幸代君) それでは、総務産経常任委員会との連合審査会の 開催につきまして、総務産経常任委員長の申入れに同意することでよろしいでしょ うか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(今井幸代君) 異議なしと認め、連合審査会の開催について、受 入れしてまいりたいと思います。

それでは、ここでしばらく休憩します。

午前9時19分 休憩

午後3時28分 再 開

社会文教常任委員長(今井幸代君) それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

承認第5号を議題といたします。

執行の説明求めます。

町民課長(田中國明君) それでは、議案書の3ページをお開きいただきたいと思います。承認第5号、専決処分の報告、田上町税条例等の一部改正でございます。よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

町民課長(田中國明君) 町長の提案理由にもありましたように、今般また地方税法等の一部を改正する法律等が令和3年3月31日に公布されたことに伴いまして、同年4月1日を施行日とする改正内容が含まれておりますことから、毎年のことではありますけれども、本年も税条例の一部改正におきまして、やむなく専決処分をさせていただいたというものでございます。

それで、今回の改正の概要について、ポイントを簡単に説明させていただきたいと思います。まず、個人住民税の関係でございますけれども、給与等あるいは退職手当または公的年金等の源泉徴収関係書類を電子データで町の方あるいは関係機関に報告する場合に、従前必要でありました税務署長の承認を不要とする内容の改正。

それから、固定資産税等にありました令和3年度の評価替に伴いまして、令和4年度、令和5年度というその据置年度におきます土地の価格の下落修正措置の継続、併せて土地の税負担の調整措置の継続のほか、令和3年度限りにおいて負担調整措置により税額が増加する土地、田上町にはこのような土地は存在しませんが、これについて、令和2年度の税額に据え置くなどの改正を行うという内容でございます。

また、併せて軽自動車税関係では、環境性能割の税率について、1%軽減の適用期限を9か月延長をしまして、令和3年12月31日まで延長するなどの改正を行っておるところでございます。

それで、今般の条例改正によりまして、町民の皆様方の税負担が増えるというようなことはないというようなことで、今条例改正した中では考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、内容のほうを説明させていただきますので、新旧対照表のほうで説明をさせていただきますので、資料ナンバー1をお開きいただきたいと思います。ちょっと後ろのほうになりますが、A4の横のもので、新旧対照表が出てくると思いますが、資料ナンバー1、議案書のほうです。それと、皆様のお手元のほうに田上町税条例等の一部改正の概要という、こういうA4の横のものが2枚ついておるかと思いますけれども、それを隣に置いていただきながら説明のほうを聞いていただきたいと思います。よろしいでしょうか。いいでしょうか。

(はい、いいよの声あり)

町民課長(田中國明君) すみません。

それでは、まず最初に、田上町税条例等の一部改正の概要というふうなところ、まずナンバー1を御覧いただきたいと思います。議案書の資料ナンバーでいきますとナンバー1とナンバー8になりますが、まずこことしては個人住民税の関係になります。

まず、第13条の第2項、それから資料ナンバー8の附則第4条の4第1項の関係になります。ここにつきましては、個人の住民税の非課税の範囲の関係のものをここでうたっておるわけでありますけれども、改正の概要というところをちょっと見ていただきたいと思いますが、令和2年度改正で、令和6年度分以後の個人住民税について、30歳以上70歳未満の国外居住親族の扶養控除の関係が対象外となったということを踏まえまして、今回国外居住者、それらの見直しを踏まえて、個人住民税の均等割、それから所得割の非課税限度額の算定の基礎となる扶養親族から年齢30歳以上70歳未満の非居住者であって、一定の要件に該当しない方を扶養控除の対象としないということで、国のほうの改正と合わせるような形で、そういう今回改正がなされているというものであります。これなぜそのような形になったかという部分については、その括弧書きのところにありますが、扶養される側の所得が明確でない。要は国外にいますから、所得の把握のしようがないというようなことで、今回これを対象から外すというようなものであります。

これにつきましては、令和6年1月1日からの施行になりまして、ここで一定の要件に該当しない方ということで、対象となる人も実はその反面いまして、例えば留学により非居住、国外に留学している方とか、あるいは障がい者、障がい者控除の適用対象者です。それから、その年における生活費あるいは教育費に充てるための支出を日本にいる方が、38万円以上支出をしたという証明ができる方であれば今回対象にはなりませんが、そういう今言った3つの要件の方に関しては、引き続き扶養の控除は認めるよというような改正が今回なされているというのがまず1点でございます。

それから、一部改正の概要のほうのナンバー2のところを見ていただきたいと思いますが、議案書の資料ナンバーでいいますとナンバー1からナンバー4になります。項目としましては、寄附金税額控除という部分になりまして、第22条の6の関係でございます。

今回ここ、資料ナンバー1から4までところどころ改正されておりますが、この

改正の内容につきましては、特定公益増進法人等に対する寄附金の別枠の損金算入限度額について、その対象となる寄附金から出資業務に充てることが明らかな寄附金を対象から除外するものということでございまして、何言っているかといいますと、そこの例に書いてありますが、寄附金の使途を出資業務に限定をして募集された寄附金は、この寄附金税額控除の対象にはもうしないよというような改正がなされておるところでございます。それで、その特定公益増進法人というのは、一般に言われる独立行政法人であったり、公益社団法人、それから公益財団法人等がそれらに該当するということであります。

ここにつきましては、令和4年の1月1日から施行になる部分でありますけれども、ここについて田上町でそのような寄附をなされている方がいるかという部分でありますけれども、一応この特定公益増進法人に対する寄附をされている方、令和2年度の部分でいいますと1名いらっしゃいました。これは日本赤十字社あるいは共同募金会というようなところでありましたけれども、ただその細かい内容まではちょっと分かりませんけれども、基本的にうちの町でその寄附金の控除を受けられるような方というのは、ふるさと納税の方が大半であるというような状況でございます。

それから、先ほど説明しました国外居住者の扶養の関係でありますが、これについても田上町はそういう対象者の方はいないというようなことでございますので、よろしくお願いいたします。

それから、一部改正の概要のナンバー3のところであります。議案書の資料ナンバーでいいますと、ナンバー4からナンバー5、ナンバー7というようなことで飛び飛びになりますが、ここにつきましては、個人の町民税等に係る扶養親族の申告書等のものがうたわれているところでありまして、ここの関係でいいますと何を言っているかといいますと、給与等あるいは退職手当または公的年金等の支払いを受ける方が、その支払いする方に対し源泉徴収関係書類を電磁的方法により提供する場合に、税務署長の承認を不要とするものということで、ここについては令和3年4月1日から既にもう税務署長の承認を必要とせず、送れるよというような改正がなされているということでありまして、それで第25条の3の2第4項という部分が、ここは給与等の関係になりますし、それから資料ナンバー6でしょうか、5から6のところにありますけれども、ここについては年金の関係、それから資料ナンバー7の新たに追加されたところが、第40条の9第3項及び第4項という部分が、ここが退職所得に関する部分になってまいります。そのような改正が今回なされている

ということでございます。

それから、資料ナンバー7から8ということで、今度は軽自動車税の関係になり ますけれども、改正条項が第69条の4ということで、環境性能割の税率というとこ ろでございます。ここにつきましては、環境性能割の税率区分の見直しがなされて おるということで、(別紙資料1)となっておりますが、軽減対象車を現行と同水準 としつつ、新たな2030年度燃費基準の下で税率区分を見直したということで、1枚 一部改正の概要をはぐっていただきますと、別紙資料ということで①というのが出 てきまして、自動車税・軽自動車税の環境性能割の税率区分の見直しというものが 上段のほうにあるかと思いますけれども、今回ここの改正を先ほどのところで行っ ているというようなところでございまして、これにつきましては、令和元年10月1 日に廃止されました自動車取得税の代わりとなるものでございまして、今回何が廃 止されたかといいますと、取りあえず非課税の範囲というのはあくまでも電気自動 車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド車ということで、 まずここに今まではクリーンディーゼル車が入っておったのですが、クリーンディ ーゼル車も対象にはなるのですが、今度そのランクが下に1つ落ちるといいますか、 そのようなこういう改正がなされたという部分と。年度が置き換わって2020年度の 基準であったものが2030年の基準に、それからその基準のプラス20%達成車という ものが今度は85%達成車というようなことで、ハードルが少し高くなっているとい うような状況に改正をされておるということでございます。この関係が今ここでう たわれているという内容でございます。

次に、議案書の参考資料のほう、ナンバー8からナンバー9のところでございまして、ここまた個人住民税の関係になりますけれども、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例ということでございます。ここにつきましては附則の第5条ということで、これ何を言っているかといいますと、いわゆるセルフメディケーション税制の見直しということでございまして、セルフメディケーション、自主服薬というようなことになろうかと思いますが、ここの内容について特定の一般用医薬品を購入した場合の医療費控除の特例について、対象となる医薬品の範囲を見直しということで、これについては効果の薄いものについて対象外としたという改正がなされています。それで、手続を簡素化した上でさらに5年間延長するということで、この手続の簡素化という部分につきましては、取り組みに関する書類の確定申告の添付を、今まで必要であったものを不要としたというような改正がなされているところでございます。ちなみにこの制度を使って申告をされていら

っしゃる方は田上町今のところいませんので、よろしくお願いします。

それで、続きまして、一部改正の概要、今度裏面のほうに移らせていただきます。 そうしますと、6番目ということで、参考ナンバー9から12までの関係になります けれども、ここについては地域決定型地方税特例措置ということで、いわゆるわが まち特例の見直しという部分でございます。

何が見直されたかという部分については、そこに記載のとおりでありまして、う ちの町で一番大きいかなというのは、資料ナンバー11の中段辺りに新のほうで削る ということで、旧のほうで右側見ていただきますと、第22項ということで棒線が引 っ張ってあるところがあるかと思いますけれども、ここが今までの生産性向上の関 係の部分になります。それが今回これ削られまして、新たに新型コロナウイルス感 染の関係と併せて、資料ナンバー12を見ていただきますと、新たに第24項というこ とでここにつながってまいりまして、条例のほうの概要の説明書きの6の一番下に なりますが、第24項で新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、新規に設 備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、生産性革命の実現に向けた償却資 産等に係る課税標準の特例措置を追加し、継続するものということで、ここは税金 を、課税標準を0とするということですが、ここは税金を課さないというようなこ とで、新たにまたここで設けられたということで、今まで制度を受けている方につ いては継続して受けられるというような形になっております。ちなみに今回削った 部分で受けておられた事業所ですけれども、町内事業所約14事業所ほど生産性が3 %以上向上する設備を入れていたというようなことで、そこで税額でいいますと過 去3年間で延べ1,000万円ほどの課税を、税金を町としてはいただいていないという ような状況でございますので、お願いをいたします。

それから、資料ナンバー13でございます。今度、ここまた固定資産税の関係でありまして、附属第10条の2第1項及び第2項ということでございまして、ここにつきましては先ほど一番初めに申し上げましたが、令和3年度評価替の年度でございました。それで、今までどおりの措置を継続していくというような改正でございます。

それから、参考資料の8のほうになりますが、資料ナンバー14から16の関係になります。これにつきましては附則第11条第1項から第5項ということで、これにつきましては宅地等の負担調整措置、この負担調整措置というのは何を言っているかといいますと、税負担を一気に上げないためのその措置です。そういう措置が講じられておるのですけれども、それを現行の仕組みを継続し、またさらに3年間延長

するものと、それから令和3年度に限り地価が上昇した全ての土地について、令和3年度の課税標準額を令和2年度の課税標準額と同額とするというような改正をここでさせていただいているということでありまして、税負担がここで一気に上がらないようにする策をここで講じているということで、ここの年数が単純に置き換わっただけということでありますので、よろしくお願いいたします。

それから、参考資料のほうの9番目、資料ナンバー16から17ということで、附則第12条の関係になりますが、今ほど宅地等の話をさせていただきましたが、農地等に対する負担調整措置についても宅地等と同じように3年間の延長をするという措置がそれぞれこれまたされておるということでございまして、ここら辺の部分につきましては、令和3年4月1日から既にもう始まっているという状況でございます。

それから、参考資料の10番目、ナンバー10になりますが、議案書の資料ナンバー18から19になりますけれども、今度軽自動車税の関係になります。附則第14条の2ということで、軽自動車税の環境性能割の非課税ということでございまして、これについては環境性能割の臨時的軽減の延長ということで、環境性能割の税率を1%分軽減する臨時的軽減について、適用期限本来であればこの3月31日までであったのですが、新型コロナの関係とかも含めまして、12月31日までという9か月間延長をするというものでございます。この措置に対する減収については、全額国費で補填をしていただけるという状況でございます。そういう措置がここでうたわれているということでございます。

それから、参考資料の11のほうを御覧いただきたいと思いますが、議案書の資料ナンバー19から資料ナンバー23まででありますけれども、これについては附則第15条第1項から第8項ということで、ここにつきましては、今度軽自動車税種別割のグリーン化特例対象区分の見直しを行った上で適用期限を2年間延長し、令和5年3月31日までに取得したものを対象とするというような中身の改正でございまして、別紙資料の②というのを見ていただきたいと思いますが、それがこの②の下の部分になります。今までですと、クリーンディーゼル車であったり、2020年度基準プラス30%達成車とか、2020年度基準プラス10%達成車という部分が軽減の対象になっておったのですが、ここについてはグリーン化特例の対象外とすることで、令和元年度の税制改正で既に法制化されているということで、今回全くその電気自動車あるいは燃料電池自動車、それからプラグインハイブリッド車、それから天然ガス車ということで非常にもう環境に特化した車しか対象にもうしないよというような改正がなされたというところでございます。このグリーン化特例につきましては、適

用されるのは新車として購入した翌年度分1年のみというようなことになりますが、 このような改正がここでなされているということでございます。

それから、最後になりますけれども、参考資料のほうの12ということで、資料ナンバー24でございます。これ新たに追加するものでございまして、ここにつきましては個人住民税の関係でありまして、附則第26条第2項の部分でございます。これにつきましては、住宅ローン控除の特例の延長ということで、消費税対応と増税対応ということでございまして、控除期間13年の特例の適用期間をさらに1年間延長しまして、令和4年12月末までの入居者を対象とするとともに、この延長した部分に限りまして、合計所得金額、個人でいうと1,000万円以下の方については、面積要件が今まで50平米以上であったものが対象になったのですけれども、そこを40平米まで緩和すると。少しでも新型コロナ禍において、その住宅、所有増税もありますけれども、それら複合的に勘案した中で住宅税制のほうも少し手をつけていきたいというようなことで、こういう枠を広げたというようなことであります。この措置における減収分についても全額国費で補填をしていただけるというようなことで、これも令和3年4月1日からスタートしておるというようなものであります。

それから、資料ナンバー25から第2条関係ということで、ここについては1条とは別に施行日があるものですから、こちらのほうでいうと段階を分けて改正をさせていただいておりますが、こちらについては、基本的に法人税に関連した地方税法の改正に伴いまして項ずれの改正をしておるということで、内容が特に大幅に変わるような内容ではございませんので、よろしくお願いしたいと思います。

すみません、大変走り走りの説明で申し訳ございませんが、以上で説明のほう終わらせていただきます。

社会文教常任委員長(今井幸代君) 説明が終わりました。

ただいま説明がありました案件について質疑に入ります。

ご質疑ある方、ご発言願います。

- 社会文教常任副委員長(髙橋秀昌君) 各条例に基づいてというよりも、私は田上町の 税条例等の一部改正概要のところで伺いたいのですが、ナンバー1からナンバー12ま であるのですが、その結果、田上町に対する影響額が明確に出るのはいつの時点で すか。現時点で変わらないよというものがあればお答え願いたいし、決算にならな いと分からないというのがあれば、それなりにお答え願いたいと思います。
- 町民課長(田中國明君) では一部改正の概要のほうの番号で言いますが、基本的に税金としての影響ということでよろしいでしょうか。

(はい、それで結構ですの声あり)

町民課長(田中國明君) そうしますと、今のところ先ほど申しましたように、1ページ目の1から5については特にその控除もしていませんし、セルフメディケーションなんていうのを受けている人もいませんから、ここの改正があった部分については特に影響はないというふうなことで考えております。

それで、裏面の6から12の関係ですが、まず6については設備投資の生産性向上の関係でありますから、これについては各事業者がどれだけの設備投資をまたこれからするかということに関わってくる部分でございますので、そこは今のところ町のほうでは明確に幾らという影響がありますよというようなことは、ちょっとお答えすることは難しいということでご理解いただきたいと思います。

それから、7、8、9については、特に田上町としてはこのような土地がないことから、ここら辺は影響がございません。

それから、環境性能割の部分でありますが、ここについては実際9か月延長されるわけですから、若干の税として入ってくるのが少なくなりますが、その分は全額国費で補填してくれますから、ここも基本的に影響はないだろうということで考えています。

最後、12番のところですけれども、ここも住宅がどれだけ建つかというのちょっと今のところはまだ正直分かりません。ですので、ここについてもどれだけの影響があるか分かりませんが、住宅が建って、仮に延長されて、税金を減額といいますか、少し住民税のほうから引く部分があるわけですけれども、そこについても結局住民税を引いた分というのは全額国費で負担をしていただけますから、ここも影響がないというようなことで考えているところでありまして、結果的に大きな影響がもしあるとすれば、6の生産性向上の部分でどれだけ税金、新たに設備投資をしていただいて、それが税金のほうにはね返ってくるかなという部分でございます。

社会文教常任副委員長(髙橋秀昌君) 了解しました。終わり。

社会文教常任委員長(今井幸代君) ほかにご質疑ある方。よろしいでしょうか。

それでは、質疑を終結したいと思います。

それでは、これより順次討論及び採決を行います。

最初に、承認第5号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。 しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第5号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(今井幸代君) 異議なしと認めます。したがって、承認第5号は 原案のとおり決定をいたしました。

次に、承認第7号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。 しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第7号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(今井幸代君) 異議なしと認めます。したがって、承認第7号は 原案のとおり決定いたしました。

これをもちまして本委員会に付託されました案件の審査は全て終了といたしました。

以上で閉会といたします。

ご苦労さまでございました。

午後3時54分 閉 会

田上町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和3年5月14日

社会文教常任委員長 今 井 幸 代